

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事

現 場 説 明 事 項

(第2回変更)

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

## 1. 一般事項

### 1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積は、工事請負契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai\_nyusatu@maff.go.jp 宛送信すること。

- (2) 本工事の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

なお、消費税及び地方消費税相当額を加算にあたっては、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した契約金額（変更契約額含む。以下同じ。）は100分の8に相当する額を、平成31年4月1日以後に締結した契約金額のうち平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した契約金額を超える金額にあっては100分の10に相当する額を、それぞれ加算する。

### 2) 部分払いについて

(変更なしにつき省略)

### 3) 工事請負契約書案について

(変更なしにつき省略)

## 2. 特別指示事項

### 1) 一般事項

(変更なしにつき省略)

### 2) 工事概要

特別仕様書(第2回変更)に示すとおり。

### 3) 工事仕様書(共通仕様書、特別仕様書)

共通仕様書、特別仕様書(第2回変更)に示すとおり。

### 4) 契約に係る事項

別紙-1のとおり

## 3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和6年3月11日16時までに書面(FAXも可)をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所明治用水頭首工復旧建設所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和6年3月12日16時までに書面により回答する。

(別紙－１)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分について

(1) 土木工事について

(変更なしにつき省略)

(2) 施設機械工事について

(変更なしにつき省略)

(3) 建築工事について

(削除)

2～13 (変更なしにつき省略)

14. 仮設工 (機械経費)

本工事における作業船舶の供用日数は次のとおり想定しているが、現場条件の相違等により設計と大きく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、台船の使用時期 (10月～5月) における最大洪水量は、施設管理者が作成している管理日報等により確認された放流量 $1,123\text{m}^3/\text{s}$ を想定している。

(単位：供用日)

	1 期		2 期	
	1号台船	2号台船	1号台船	2号台船
油圧スパット台船 (700 t 積)	2 2 4	—	8 2	—
台船 (700 t 積)	—	5 5	—	7 7
クローラークレーン (80 t 吊)	2 2 4	5 5	8 2	7 7
資材運搬用台船 (120 t 積)	2 2 4	5 5	8 2	7 7
資材運搬用台船 (仮設橋) (120 t 積)	3 5	—	3 5	—
引船	2 2 4	5 5	8 2	7 7
船外機船	2 2 4	5 5	8 2	7 7

15. 仮設工 (安全費)

特別仕様書第4章5(4)2)に示す交通誘導警備員のうち、超勤を要する交通誘導警

備員は下表のとおり想定している。

また、交通誘導警備員（B）の配置を想定している。

配置場所		配置期間	交通誘導警備員	配置時間
A	市道(管理橋)(2箇所)	・市道(川向拳母1号線)規制時	2名/日	6:00~20:00
G	県道340号線と市道川向拳母1号線の交差点	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	2名/日	6:00~20:00
H	水源橋P3堰柱付近	仮設橋設置作業期間	1名/日	6:00~20:00

16 (変更なしにつき省略)

## 17. 事業損失防止施設費

### (1) 汚濁防止フェンスについて

特別仕様書第4章5.(3)3)に示す汚濁防止フェンスは、下表の供用日数を計上している。

なお、善良な使用及び保管管理にも関わらず損傷等により補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	数量	
	1期	2期
汚濁防止フェンス(上流)	243	243
汚濁防止フェンス(下流)	243	243

### (2) 濁水処理設備について

特別仕様書第5章8に示す濁水処理設備の稼働日及び炭酸ガス等の添加剤の使用量は下表のとおり想定している。

なお、稼働日が大幅に相違する場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	数量	
	1期	2期
稼働日(日)	51	—
炭酸ガス(kg/日)	35.2	—
有機系高分子凝集剤(kg/日)	0.4	—
無機凝集剤(kg/日)	80	—

18~20 (変更なしにつき省略)

## 21. 緊急時取水対応設備について

緊急時対応設備の供用日数は下記のとおり。

なお、緊急応急設備の鉄板及び歩道は関連工事である、「明治用水頭首工地区 用水対策その2工事（仮称）」へ引き継ぐことを想定しており、詳細については、関連工事契約後に指示するものとする。

項目	数量
	1期
水中ポンプ（右岸側）	90
水源公園発電機（右岸側）	90
左岸取水口発電機、配線	90
分電盤	90
旧安永川護岸補強工（鉄板）	180
水源公園発電機敷鉄板	180
河川敷作業ヤード敷鉄板	180
水源公園スロープ付き歩道工	180

## 22. 仮設橋について

特別仕様書第5章10に示す仮設橋は、下表の供用日数を計上している。

項目	数量
仮設橋上流側	180
仮設橋下流側	270

## 23. 施工対象範囲について

本工事の施工対象範囲は、P1～P2間堰体及びEL. 28.5mまでの堰柱の復旧とし、EL28.5m以上の堰柱復旧、水位調整ゲート部の躯体復旧、管理橋復旧、魚道撤去復旧、左岸護岸復旧、巻上機室復旧、上流被覆コンクリート撤去、上流エプロン撤去復旧、下流エプロン復旧、P5～P6間の恒久止水矢板打設、上下流仮締切の撤去は、本工事の施工対象外とするが、工程調整等の結果、変更追加する場合がある。

また、令和7年6月以降の出水期に必要な設備は、別途指示する。

## 24. EL. 28.5m以上の堰柱鉄筋の継手及び保護について

本工事の施工対象外となるEL. 28.5m以上の堰柱の配筋、継手及びその保護方法の詳細は、別途指示する。